<目 次> **青色**の項目には文書内リンクが設定されています。

国勢調査の概要

- 1 国勢調査とは
- (1)国勢調査の目的
- (2) '国勢'は '国の情勢'の意味
- (3) 国勢調査はセンサスの訳語
- (4) 国勢調査の法的根拠
- 2 平成12年 (2000年) 国勢調査
- (1) 意義と特色
- (2) 実施計画の策定の経緯
- ア 計画会議における検討
- イ 試験調査における実地の検討
- ウ 調査方法等検討会における検討
- エ 統計審議会への諮問及び答申
- (3) 結果の公表
- ア 速報人口は調査の2か月後に公表
- イ すべての調査票による基本的事項の集計結果は,調査の約1年後
- (4)調査の仕組み
- ア 調査の流れ
- イ 国勢調査指導員
- ウ 国勢調査員
- エ 調査員は男性が多い
- (5)調査の期日と対象
- ア 調査の期日は10月1日
- イ 世帯単位の調査
- ウ この人も調査の対象
- エ 常住地と現在地
- (6)調査の地域
- ア 調査地域の範囲
- イ 国勢調査調査区
- ウ 基本単位区
- 3 調査事項
- (1) 大規模調査と簡易調査
- (2) 調査事項は,大規模調査は22,簡易調査は17
- (3) 調査事項の解説
- (4)調査事項は,社会・経済状況の変化を反映
- 4 調査の方法
- (1)調査員による調査
- ア 調査員の配置
- イ 自計申告方式と他計申告方式

(2) 調査関係の書類と用品

- ア 調査関係書類・用品は約100種類
- イ 調査関係書類・用品は環境にも配慮
- ウ 調査票と筆記具
- (3) 調査の場所について
- ア 定まった住所のない人の調査
- イ 陸上にふだん住んでいる住居のない人等の調査
- ウ 病院の入院患者
- (4) 外国人の調査
- 5 集計と公表
- (1)集計とは分類し合算すること
- (2) 集計方法の変遷
- ア 第1回国勢調査はPCSによる集計
- イ コンピュータの登場
- ウ 光学式マーク読取装置の導入
- エ 国勢調査と光学式マーク読取装置
- オ 新たな機器の導入と調査票の取扱い等
- (3) 公表
- ア 報告書の刊行
- イ 電子媒体によるデータ提供

国勢調査の概要

1 国勢調査とは

(1) 国勢調査の目的

国勢調査は,国内の人口,世帯,産業構造等の実態を明らかにし,国や地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として,5年ごとに実施する国の最も基本的な統計調査で,我が国にふだん住んでいる人すべてが調査の対象となっている。

我が国の国勢調査は,「国勢調査の歴史」で詳しく触れることとするが,第1回調査は大正9年(1920年)に実施されている。欧米諸国の多くは19世紀には人口センサス(国勢調査)を実施しているので,これに比べるとその歴史は比較的浅い。

(2) '国勢'は'国の情勢'の意味

国勢調査の国勢の意味は、明治29年(1896年)3月に議決された衆議院の「国勢調査執行建議」及び貴族院の「国勢調査二関スル建議」に、「国勢調査八全国人民ノ現状即チ男女年齢職業…略…家別人別二就キ精細二現実ノ状況ヲ調査スルモノニシテータビ此ノ調査ヲ行フトキハ全国ノ情勢之ヲ掌上ニ見ルヲ得ベシ、…」とあり、これによれば、国勢とは、「国の情勢」という意味であることが分かる。

(3) 国勢調査はセンサスの訳語

国勢調査は,英語のセンサス(Census)を訳したもので,全国的な全数調査を意味するが,その語源は,古代ローマでセンソール(Censor)という市民登録などを担当する公務員が人口調査を行ったことに由来する。

現在では,国勢調査は英語のセンサス(Census),フランス語のルサンスマン (Recensement),ドイツ語のフォルクスツェールング(Volkszahlung)の日本語訳として使われているが,当初は民勢調査など様々に訳されていた。その幾つかの例を年代順に掲げてみると,

人口取調之法 (明治6年,杉亨二建議書中)

人口ノ大検査 (明治7年,津田真道訳書中)

現在人別調 (明治12年,甲斐国現在人別調)

戸口調査 (明治19年,原敬書中)

民口調査 (明治22年, 呉文聡訳書中)

国勢大調査(又は国勢調査)(明治26年,臼井喜之作学会誌論文中)

民勢大調査 (明治29年,渡辺洪基ほか,請願書中)

国勢調査 (明治29年,衆議院及び貴族院建議案中)

これでみると、最初に国勢調査という語が公式に使用されたのは、明治29年ということになり、個人としての最初は明治26年臼井喜之作氏となる。もっとも臼井氏の論文に「彼の日本新聞は客年既に国勢調査の必要を論じて曰く…」という文があり、日本新聞が実際に国勢調査という言葉を使用したとすれば、これが最古の例とみられる。明治29年以降も、民勢調査、人口調査、なかには「詮査斯」、「詮察斯」のようなものまで、いろいろ用いられたが、明治35年(1902年)12月に「国勢調査二関スル法律」が成立して、センサスの訳語が定着することとなった。

(4) 国勢調査の法的根拠

我が国の統計に関する基本法は、「統計法(昭和22年法律第18号)」である。同法第2条において「総務庁長官が指定し、その旨を公示した統計」を「指定統計」と規定し、国勢調査はこれに基づいて指定統計第1号となっている。また、国勢調査が国の最も基本的な統計調査であることから、統計法第4条において、国勢調査を「人口に関する全数調査」と規定し、その定期的な実施を政府に義務付けている。

2 平成12年(2000年)国勢調査

(1) 意義と特色

平成12年国勢調査は,17回目の調査に当たる。調査の対象となる人口及び世帯は,約1億2700万人,約4700万世帯と見込まれており,また,国勢調査員を始めとする調査関係者は100万人を超える極めて大規模なものとなる。

戦後50年を経た我が国は,少子・高齢化が急速に進行するとともに,生産年齢人口(15~64歳人口)の減少,地域人口分布の不均衡など,人口構造の大きな変化に伴う諸問題が顕在化しており,適切な社会・経済システムへの変革を迫られている。西暦2000年という20世紀最後の年に行う今回の国勢調査は,来るべき21世紀の社会・経済システムに係る行財政施策・総合計画の策定に不可欠な基礎資料を提供するものである。

今回調査の主な特徴は,次のとおりである。

平成12年国勢調査は,統計法第4条第2項の規定に基づき10年ごとに実施する大規模調査であり,我が国の21世紀に向けた各種行政課題に的確に対応するための基礎資料を提供する。

平成12年国勢調査は,国際連合が勧告する2000年ラウンドの人口・住宅センサスの 一環をなすものとして,国際的な意義を持つ。

平成12年国勢調査においては,各種行政施策の基礎資料として従来作成してきた統計に加え,次に掲げる事項の充実を図ることとしている。

ア本格的な高齢化社会を迎える21世紀においては,生産年齢人口が減少し,高齢者や女性の就業機会の確保を含めた雇用対策が国・地方公共団体の重要な行政課題となることから,就業時間を新たに調査するほか,従業上の地位における雇用者を常雇と臨時雇に区分して調査することにより就業及び雇用に関する調査事項等の拡充を図り,就業形態及び雇用形態の多様化の実態を明らかにする。

イ 高齢者介護や子育て支援など世帯構造と密接に関連する問題への取組が重要な政 策課題となるため、世帯構造に関する統計の充実を図る。

ウ 地方分権や地域整備等の地方行政施策の推進に資するため,地域別統計の充実を 図るとともに,現在の住居における居住期間を新たに調査することにより,地域別 の定住率や居住期間からみた地域形成の状況に関する新たな統計を提供する。

近年の情報通信技術の進歩を背景とした統計の高度利用に対応するため,結果の提供方法の充実を図る。

不在世帯の増大や国民のプライバシー意識の高揚等,近年における調査実施上の環境変化及び国民の意識変化を踏まえ,国民の理解・協力を一層確保するための広報・協力依頼を拡充するとともに,調査における個人情報の保護に万全を期す。

(2) 実施計画の策定の経緯

ア 計画会議における検討

平成7年国勢調査の実施状況を踏まえ,平成12年国勢調査の基本計画を早期に策定するために「平成12年国勢調査計画会議」を,平成8年10月に設置した。

計画会議では,三つのステージに分けて検討を進めてきた。第1ステージ(平成8年10月~9年9月)では,調査に係る基本問題のリストアップと概括的検討を,第2ステージ(平成9年10月~10年9月)では,四つの専門会議を設置し,第1ステージの検討結果に基づく具体的な検討と第1次基本方針を策定し,第3ステージ(平成10年10月~11年9月)では,第2ステージの検討結果を踏まえた実施計画を策定した。

3年にわたり国勢調査の実施計画の検討を進めてきた計画会議は,平成11年10月 1日に「平成12年国勢調査実施本部」の設置に伴い,その役目を実施本部に引き継いだ。

ちなみに,国勢調査の計画会議は,昭和25年国勢調査から設置(当初は計画委員会と称していた。)され,実施本部は,35年国勢調査から設置されている。

イ 試験調査における実地の検討

計画会議における検討を踏まえ、平成12年国勢調査の実施に当たり幾つかの課題 を実地に検討するため、4回にわたる試験調査が実施された。

- ・ 第1次試験調査(平成9年11月) 調査票の設計と提出方法を主眼とした検討
- ・第2次試験調査(平成10年6月) 調査事項と調査票の設計及び個人情報の保護を主眼とした検討
- ・ 第 3 次試験調査(平成10年11月) 調査事項と調査票の設計,調査方法及び個人情報保護を主眼とした検討
- ・第4次試験調査(平成11年6月)調査の最終計画案(調査方法,調査事項,調査票の設計及び調査関係書類等)を実地に検討

この第4次試験調査は,本調査の実施を想定して,全都道府県において実施した。

ウ 調査方法等検討会における検討

国勢調査を円滑に実施し、その所期の目的を達成するためには、国だけが計画を立てるのではなく、調査の実施部門でもある地方公共団体と国とが一体になって計画を策定する必要がある。このため、平成9年6月から12年1月まで、主要都道府県及び大都市の担当者を交えて調査方法等検討会を合計15回開催し、調査事項、調査方法等について検討した。

エ 統計審議会への諮問及び答申

平成12年国勢調査の計画に関しては,平成11年6月18日に総務庁長官から統計 審議会会長に対し,「平成12年に実施される国勢調査の計画について(諮問第261 号)」により諮問され,4回の部会審議を経て,同年10月15日に答申が行われた。 答申では,今回調査の計画はおおむね妥当とした上で,幾つかの提言を行っている。それは, 封入提出された調査票の市町村段階における審査・照会体制の確保 , 国勢調査の多方面からのニーズに対応するため結果の公表後に追加的な集計を行うことの検討 , 事後調査についてはその結果を公表するとともに,その実施時期及び調査区の選定方法についての検討であった。

なお,統計審議会は,「長官の諮問に応じ,統計調査の審査,基準の設定及び総合調整並びに統計報告の調整に関する重要事項を調査審議し,並びにこれらの事項に関し長官に建議する。」ために,昭和27年7月に設置されたものである。

(3) 結果の公表

平成12年国勢調査では、約1億2700万人、約4700万世帯分の調査票が総務庁統計センターに送られてくる。この膨大な調査票を集計するには多くの月日を要するが、集計結果を1日でも早く行政施策や学術研究の利用に供するため、集計事務を幾つかの段階に分けることなどによって、集計体制の効率化を図ることとしている。

ア 速報人口は調査の2か月後に公表

国勢調査では,人口を漏れなく把握し,その結果を迅速に提供することが基本である。そこで,膨大な調査票の集計に入る前に,各市区町村ごとに作成された要計表に基づき「要計表による人口集計」が行われ,速報人口として実地調査の約2か月後の平成12年12月に公表される。要計表とは,調査員が各世帯に調査票を配布する際に,世帯ごとの人員や調査票枚数を記載したリストを,市区町村段階でまとめた表である。

速報集計としては,このほかに「抽出速報集計」がある。これは,全調査票の中から約1%の世帯の調査票を抽出し,人口・世帯・住居・産業・職業などに関する基本的な結果を取りまとめたもので,平成13年6月に公表される。これにより,我が国の人口・世帯の姿が概観できる。

イ すべての調査票による基本的事項の集計結果は,調査の約1年後

すべての調査票を使用して行う基本集計結果は、確報集計として「第1次基本集計」,「第2次基本集計」及び「第3次基本集計」に分けて行われる。

人口,世帯及び住居に関する結果並びに高齢世帯,外国人等に関する基本的な結果である「第1次基本集計」は,集計が完了した都道府県ごとに順次公表され,全国の結果は調査の約1年後の平成13年10月に公表することとしており,これは前回の平成7年国勢調査の時よりも約1か月早期に公表することとなる。

人口の労働力状態,就業者の産業別構成及び教育に関する結果並びに夫婦と子供のいる世帯等に関する結果である「第2次基本集計」は,全国の結果が平成14年1月までに公表される。

就業者の職業別構成及び母子世帯等の状況に関する結果である「第3次基本集計」は全国の結果が平成15年3月までに公表される。

このほか「従業地・通学地集計」(昼間人口などに関する結果)及び「人口移動集計」(移動者の属性に関する結果)がそれぞれの該当する基本集計の集計完了後に公表され,また,就業者の産業・職業の小分類に関する結果である「抽出詳細集

計」が平成16年6月に公表される。

さらに,市区町村の区域より小さな地域区分となる町丁・字等と基本単位区別の 結果は,「小地域集計」として公表される。

(4) 調査の仕組み

ア 調査の流れ

平成12年国勢調査は,総務庁(統計局・統計センター) - 都道府県 - 市区町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れで行われる。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が平成12年4月1日から施行され,従来の機関委任事務制度は廃止された。同法の施行に伴い,国勢調査令の改正が行われ,国勢調査の地方公共団体の事務は,地方自治法第2条第9項第1号に規定する「第1号法定受託事務」として行われることとなった。

イ 国勢調査指導員

国勢調査指導員(以下「指導員」という。)は,市町村長の推薦に基づき総務 庁長官が任命する非常勤の国家公務員であり,平成12年の調査における任命期間 は,同12年7月20日から10月31日までである。

指導員は,次の要件を考慮して選考される。

- 責任を持って指導員の事務を遂行できる者であって,原則として25歳以上の者であること
- 秘密の保護に関し信頼のおける者であること
- 指導力と判断力に優れているものであること
- 税務・警察に直接関係のない者であること
- 選挙に直接関係のない者であること

指導員は,調査が正確かつ円滑に遂行されるよう,関係各機関に対する協力 依頼,調査員に対する調査内容・方法の説明,調査期間中の調査員指導,調査 困難世帯等や夜間調査における調査員支援,調査票の審査等の事務を行う。

国勢調査の指導員制度は、昭和25年の調査から導入された。その導入の理由は、当時の書類によると「今度の調査は、戦後最初の本格的国勢調査で、戦後日本の社会的実態が明らかにされるのであり、1950年世界センサスの仲間入りの関係上、国際的調査規格に従って計画されている。今回の調査は、調査内容、方法が従来と非常に異なるから、所期の成果を収めるために調査組織の充実を図ることが極めて肝要であり、新たに指導員制度を設け、調査事務の徹底を期することとした」ためで、戦後の統計体系の整備を行うに当たり、統計調査の正確性の確保等のために、欧米で採用されていた指導員制度を導入し調査組織の充実・強化を図ったことがうかがえる。

ウ 国勢調査員

国勢調査員(以下「調査員」という。)も,指導員と同様に,市町村長の推薦に基づき総務庁長官が任命する非常勤の国家公務員である。大正9年の第1回国勢調査以来,昭和55年調査までは内閣総理大臣任命であったが,59年7月1日の総務庁の発足に伴い,60年調査からは総務庁長官が任命することとなった。平成12年の調査における任命期間は,平成12年8月20日から10月19日までである。今

回の調査では,80万を超える人が調査員として任命される予定である。 調査員は,次の要件を考慮して選考される。

- 責任を持って調査員の事務を遂行できる者で,原則として20歳以上の者であること
- 秘密の保護に関し信頼のおける者であること
- 税務・警察に直接関係のない者であること
- 選挙に直接関係のない者であること

調査員は,調査の趣旨・方法等を十分理解した上で,所定の期間内に担当調査区内の各世帯を訪問して,調査票の配布・記入依頼,記入済み調査票の回収等の事務を行う。

大正9年調査の調査員は名誉職であったが,その選考要件は,文字を解し,事理に通じ, 名望ある者となっており,小学校教員,青年会幹事,町内会役員などが主だったようである。

エ 調査員は男性が多い

平成7年国勢調査における調査員の選考状況をみると,自治会等の推薦が約57%,登録調査員が約9%,公募が約6%,その他が約28%で,自治会等の推薦によって任命される調査員が約6割である。また,男女別では,男性が約56%,女性が約44%で,他の統計調査に比べ,男性の割合が高くなっている。

年齢階級別では,29歳以下が6%,30~39歳が13%,40~49歳が24%,50~59歳が23%,

- 60~69歳が26%,70歳以上が8%で,60~69歳が最も多い。これを男女別にみると,男性は
- 60~69歳の33%が最も多く,女性は40~49歳の32%が最も多い。

(5) 調査の期日と対象

ア 調査の期日は10月1日

平成12年国勢調査は、平成12年10月1日午前零時現在で行われる。国勢調査の調査期日は、大正9年の第1回調査から一貫して10月1日午前零時となっている。この期日を選んだ事情については、第1回調査の報告書によると、「まず、年末、年始は、従来常に本籍人口又は現住人口の調査時期であるから比較上便宜であり、また年齢計算も容易で好都合ではあるが、諸取引の決算、年賀の風習等があり、しかも一般に冬期は山陰、北陸、東山、東北、北海道にわたり、積雪が深く、実査の時期としては不適当である。次に夏期は炎熱が激しく、この時期もまた不適当である。したがって、春又は秋に調査期日を求めざるを得ない。しかしながら春は旅行、遊山するものが多く、人口分布の常態を失している。以上のことから、比較的人口の分布が常態であり、人々の職業的活動が盛んであり、全人口の大半を占める農業従事者にとっては、かならずしも農繁期ではなく、かつ1年の4分の3を経過した10月1日をもって、最も適当な調査の期日と決めた」となっている。

このように,国勢調査の調査期日は南北に細長い日本列島の気候風土,風俗習慣,人々の経済活動などから定められているが,10月1日は,4月から始まる会計年度の中央日であることから,その調査結果は年度の中央値として,行政上の利用に便利であるということもあるようだ。

イ 世帯単位の調査

人口の調査を行う場合,個々の一人一人を調査単位とする方法と世帯を調査単位とする方法がある。

国勢調査においては,第1段階として世帯をとらえ,第2段階として世帯内の個々の世帯員をとらえることとしている。これは,調査対象となるすべての人を一人も漏れなく,重複なく把握するには,それぞれの人が含まれる世帯を確実にとらえた上で,その世帯に含まれる人をとらえる方法が正確かつ効率的であることによる。したがって,世帯のとらえ方が正確でないと,得られた結果に影響を与えることになる。

ウ この人も調査の対象

国勢調査は,統計法第4条第1項で「政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で,当該調査に係る統計につき総務庁長官が指定し,その旨を公示したもの」として,その調査の対象は国勢調査令第4条第1項第1号で「調査時において本邦にある者で,本邦にある期間が引き続き三月以上にわたることとなるもの」と規定している。したがって,調査期日に日本に住んでいるすべての人が調査の対象であることから,調査期日以前に生まれた赤ちゃんはもちろんのこと,日本に3か月以上住んでいる外国人も調査の対象となる。ただし,外国の外交団・領事団(随員やその家族を含む。)及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除かれている。

エ 常住地と現在地

人口の調査方法として,調査期日現在に居る場所で調査する方法(現在地方式) とふだん住んでいる場所で調査する方法(常住地方式)の2種類がある。

例えば、現在地方式では、A市に住まいのある人が、たまたま調査期日をはさんで2、3日B市に旅行していた場合、B市で調査され、その市の人口に数えられ、A市の人口には数えられないことになる。しかし、国勢調査の結果が、地方議会の議員定数の決定や地方交付税の算定に用いられたり、地方公共団体が住民に対するいろいろな行政を進めていくための基礎資料として利用されることからすると、この例のような人は、たまたま旅行中のB市の人口に数えるより、A市の人口に数える常住地方式によるほうが、結果利用の目的に沿うことになる。

このため,昭和25年国勢調査から常住地方式により調査されている。なお,大正9年の調査から昭和22年の臨時調査までは,現在地方式により調査されていた。

ふだん住んでいる場所といっても、例えば、長期間自宅を離れているような人の場合は、その判断に迷うこともあり、また、個々人の判断で決めたのでは正確な調査ができない。このため、国勢調査では、調査期日の10月1日現在すでに3か月以上住んでいるか、10月1日前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場所をふだん住んでいる場所と決めている。「3か月以上」を基準としたのは、公職選挙法で選挙権が得られる資格要件の一つに3か月以上市町村に住所を有することに合わせたものである。

なお,寄宿舎や下宿から通学している学生や生徒はその寄宿舎や下宿で,10月1日現在ですでに3か月以上入院している入院患者などは,その病院や療養所で調査

される。また,いわゆるホームレスの人など,ふだん住んでいる所が定まっていない人は,10月1日午前零時に居る所で調査することになっている。

(6) 調査の地域

ア 調査地域の範囲

平成12年国勢調査の調査地域は,国勢調査施行規則に規定する北方地域にある歯 舞群島,色丹島,国後島及び択捉島と島根県の竹島を除いた地域である。

戦後の調査地域を振り返ってみると、昭和26年と28年に復帰した鹿児島県のとから列島と奄美大島が30年調査から、43年に復帰した東京都の小笠原諸島が45年調査から、47年に復帰した沖縄県が50年調査からそれぞれ新たに調査地域として加わり、50年調査以降では現在の地域となっている。

イ 国勢調査調査区

国勢調査は,全国土を幾つかの部分に分割して行われる。この部分区域が都道府県であり市区町村であるが,調査上の部分地域の最小区域として国勢調査調査区(以下「調査区」という。)が全市区町村に設定されている。

この調査区の設定は、調査員の調査担当区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぐ目的を持つと同時に、小地域統計作成の単位(基本単位区)を得るとともに標本調査の抽出単位を得るという役割を担っている。

調査区は,一般調査区のほか,常住者がいないか著しく少ない地域,特別な施設のある地域や50人以上の単身者が居住している寄宿舎等がある地域などの特別調査 区及び港湾の水域や河川の河口などの水面調査区により,日本全国くまなく設定されている。

平成12年調査の調査区は,平成11年10月1日現在で設定されたが,その数は約92万調査区となっており,第1回調査の調査区数が約20万であったから,約4.6倍に増加している。これは,その後の人口増加や近年の核家族化等による世帯の増加が大きな要因ではあるが,設定基準の違いにもよる。第1回調査では,市町村人口の階級別に1調査区平均世帯数を定め,これを標準として設定している。この標準は,人口10万以上の120世帯から,最も小さい1万人未満の50世帯としていたが,現在では,どの市町村でも一般調査区がおおむね50世帯程度として設定されている。

ウ 基本単位区

平成2年の調査で,国勢調査の調査区を構成する地域単位として基本単位区が導入された。

昭和60年調査までは,調査の都度調査区の境域が変わっていたため,小地域統計の時系列比較が困難であったが,住居表示実施地域の拡大を背景として,恒久的な最小の地域単位として基本単位区が導入されたことにより,以後の小地域統計の時系列比較が可能になったばかりでなく,基本単位区別の集計結果を幾つかまとめることにより,市区町村の境域より小さい行政区,学校区,町丁・字別などの小地域別集計が可能になるなど結果の利用面での充実を図ることができるようになった。

基本単位区は,住居表示実施地域においては「街区」を,住居表示実施地域以外の地域においては,「街区」に準じた区画を単位として設定しており,基本単位区に含まれる世帯数はおおむね25~30世帯であるので,複数の基本単位区をまとめて

国勢調査調査区が設定されている。

3 調査事項

(1) 大規模調査と簡易調査

国勢調査は、統計法第4条の規定に基づき実施される。同条第2項で「国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から5年目に当たる年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする」と規定されており、10年ごとに行う国勢調査とその中間年に行うものとの2種類がある。一般に前者を大規模調査、後者を簡易調査と称しているが、両者の違いは、調査事項が異なるのみで、調査の対象や調査の方法に相違はない。大規模調査は西暦の末尾が0の年に、簡易調査は5の年にそれぞれ実施されている。平成12年(2000年)の調査は10年に一度の大規模調査である。

(2) 調査事項は,大規模調査は22,簡易調査は17

今回の国勢調査の調査事項は,国勢調査令第5条により,次のとおり定められている。

世帯員に関する事項(16)

氏名, 男女の別, 出生の年月, 世帯主との続柄, 配偶の関係, 国籍, 現在の住居における居住期間, 5年前の住居の所在地, 在学,卒業等教育の状況, 就業状態, (一週間の)就業時間, 所属の事業所の名称及び事業の種類 (勤め先・業主などの名称及び事業の種類), (本人の)仕事の種類, 従業上の地位(勤めか自営かの別), 従業地又は通学地, 従業地又は通学地までの利用交通手段

世帯に関する事項(6)

世帯の種類 , 世帯員の数 , 家計の収入の種類 , 住居の種類 , 住宅の床 面積 , 住宅の建て方

なお、簡易調査では、これらの調査事項のうち、世帯員に関する事項の , , , , 及び世帯に関する事項の の計 5 項目を除く17項目となっている。

(3) 調査事項の解説

国勢調査の結果は統計として取りまとめられ、その時点における人口及び世帯の実態が全国、都道府県、市区町村などの別に提供される。国際連合の勧告によれば、国勢調査(人口センサス)の調査事項は、「国内の広い範囲のデータの利用者のニーズ、地域的及び世界的基準での国際比較が最大限に達成できること、調査事項について適切な情報を提供するための一般の人々の回答意志及び能力、センサスを実施するために利用可能な国の総資源をバランスよく考慮して決定すべきである。」と述べている。さらに加えて、「国のニーズを満たすように企画すべきであるという事実に最も重要性を置くべきである。」とも述べ、最終的な判断は、センサスの実施国がその国のニーズを踏まえて行うべきとしている。このように国勢調査を始めとする統計調査の調査事項は、国の統計ニーズを第一に考え、さらに、調査実施の可能性や集計

の可能性等を考慮して決められる。次に平成12年国勢調査の各調査事項について,そ の意義等を解説する。

氏名は,調査漏れ,重複調査の防止に

氏名は,調査対象各人についてだれが調査されたのか,あるいは各調査事項がだれについて記入されたものであるかを確認し,調査漏れや重複調査を防止するために調査するものである。また,記入内容について記入漏れや記入誤りがあることが判明したとき,世帯に問い合わせを行う際にも氏名が必要となる。このように,氏名は調査を正確に行うために調査している。

男女の別,出生の年月は人口の基本

男女の別と出生の年月は人口の最も基本的な属性として,大正9年の第1回調査以来常に調査されている。これは日本だけでなく世界各国の人口センサスでも同様である。男女別人口と出生の年月から得られる男女,年齢別人口は,人口の最も基本として利用されるもので,男性より女性が多いとか,65歳以上の高齢者が人口の何パーセントを占めているのかということが,この調査事項から明らかとなる。

現在,我が国では少子・高齢化が大きな社会問題となっている。この少子・高齢化が,全国で,あるいは地域(都道府県や市区町村)でどのように進行しているかを知り,あるいはその対策の効果を知るためには,全数調査である国勢調査の結果による男女別と年齢別の人口が必要となる。このように,人口の男女・年齢構成についての統計は,行政施策を企画・立案する上での基本となっている。

また,男女と年齢は他の調査事項と組み合わせて,クロス統計を作成するのに用いられる。例えば,経済的属性(就業状態,産業・職業等)は,男女や年齢による違いが大きいことから,男女及び年齢別に分けた統計を作成する必要がある。このようなクロス集計を行うことによって有効な雇用政策が実施されることになる。

さらに,世帯人員についても男女,年齢別の統計が利用される。子供や高齢者が どのような世帯構成の中で生活しているかを知ることは,少子・高齢化問題を始め とする我が国の行政課題に対応するためにも重要である。

国勢調査の結果から得られる男女,年齢別人口を分母として計算される,男女,年齢別の出生率及び死亡率は,我が国の出生と死亡の水準を表すものとして人口分析に欠かせないものである。合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に生む子供の数として使われる数字)は,女性の年齢別出生率から計算されるもので,平成10年には1.38人まで低下し,子供の数の減少は我が国の将来の問題として深刻に受け止められている。また,国立社会保障・人口問題研究所が公表する将来推計人口も国勢調査の男女,年齢別人口を基として計算されており,さらに,完全生命表も国勢調査の男女,出生の年月の結果を用いて計算されている。(注:国勢調査年以外の年の出生率等を計算するための男女・年齢別人口は,国勢調査結果を基として,その後の出生,死亡等を加減して計算された現在推計人口を用いている。)

世帯は、調査の単位であるとともに、行政上も重要な要素で、世帯を対象とした行政施策は数多くある。世帯を構成する核となるのは家族であり、この家族の関係を示す世帯主との続き柄は、世帯に関する統計の基礎となる世帯の型を分類するのに用いられる。その結果は、核家族世帯あるいは母子世帯などの数を表すものとなり、これによって世帯構成の変化が明らかになる。また、これに男女、年齢を組み合わせることにより、高齢者や幼児がどのような世帯構成のもとで生活しているかを知ることができる。これらの結果は、世帯・家族に関する各種の計画、すなわち高齢者介護などの福祉計画や住宅建設計画などに利用される。

配偶の関係を用いて世帯の型を分類

配偶の関係は,上記の世帯主との続き柄と組み合わせて世帯の型を分類するのに使われる。夫婦のみの世帯や母子世帯などを分類するためには各個人の配偶の関係が必要となる。

また,配偶の関係と男女,年齢を組み合わせて,特定年齢階級の人がどれだけ結婚しているのか,あるいは配偶者と死別しているのかが分かる。この結果によれば,最近は男女共に若年層の未婚者の割合が上昇しており,これが少子化の要因の一つとなっていることが理解できる。また,女性の配偶関係別人口は,将来推計人口を行うための出生率の推計には欠かせないものとなっている。

人口の国際化の状況をみる国籍

外国の人口センサスでは日本に居住する自国の人口を把握することはできない。 同様に,日本の国勢調査でも外国に居住する日本人の数はつかめない。国際化が進 行した現在では,国外に居住する自国の人は非常に多くなっており,国際連合でも その観点から,各国の人口センサスで国籍を調査するよう勧告している。

国際人口移動によって生じる人口の国際化は世界各地でみられる現象で,我が国人口の国際化は世界的にみれば遅いほうといえる。外国人についてその国籍を調査して,国籍別人口を把握することは最近の国際化の状況を知る上でも重要なこととなっている。

なお、日本人のみを取り出した統計は、人口動態統計や住民基本台帳人口移動報告が日本人のみを対象としていることから、これらを分子とした出生率、死亡率、人口移動率の計算の分母となる。

また,日本人と外国人では権利・義務の違いが大きく,この結果は地域行政にも必要なものである。

人口移動の実態を明らかにする現在の住居における居住期間及び 5 年前の住居の 所在地

この両項目は人口の地域移動に関する資料を得るための調査事項である。我が国は年間600万人を超える人が市区町村の境域を越えて住居移動をしており,人口に占める移動者の割合は5%に達している。このように住居を替える人がいる一方で,長期にわたって住居を替えない人も存在する。現在の住居における居住期間及び5年

前の住居の所在地は,上記のように人口の移動(いつ現在の住居へ入居したのか, どこからどこへ移動したのか)を明らかにするために調査される。

また,現在の住居における居住期間は,各人の定住期間を示すもので,これによって人口の定住率が計算される。ある地域に居住する人口について,新しい住民が多いのか,あるいは古くから居住する者が多いのかを知ることは,その地域の街造りや地域コミュニティ形成にとって重要であり,現在の住居における居住期間はそのための基礎資料となる。

さらに,5年前の住居の所在地は,地域別の将来推計人口のための資料として利用される。地域別人口は,出生・死亡という自然増減と人口の流出入という社会増減によって変化しており,5年前の住居の所在地は,この人口の流出入を正確に把握するために調査している。地域別人口の将来推計結果は,その地域の様々な将来計画を策定するための基礎資料として利用される。

このように,この二つの項目は地域計画を立てたり地域問題の対策のために利用される。

各種の属性とクロスして利用する教育の状況

人口を就学者と卒業者に分け、その国の教育システムの中でどの段階の学校に在学、若しくはどの段階の学校を卒業したのかを調査することは、国連の「人口センサスに対する原則と勧告」でも重要な調査事項として位置づけられている。

日本の場合,「学校基本調査」によって毎年の在学者数と卒業者数が分かる。このうち卒業者数については,卒業後の死亡や人口移動があるため,国全体又は地域別の卒業学校の種類別人口を上記調査で把握することはできなくなっている。国勢調査では国全体及び地域別にこの数を把握するために卒業学校の種類を調査している。

我が国は卒業学校の種類別による各種属性の違いは大きいものがある。例えば、 平成2年調査結果では初等教育(小・中学校)修了者の第3次産業就業者の割合は3 9.7%であるのに対し、高等教育(短大・高専・大学・大学院)修了者の第3次産業 就業者の割合は75.0%と大きな差となっている。このような違いは、配偶関係、職 業など多くの属性でみられる。教育は、このように様々な属性の特徴をより鮮明に することができることから、各種の属性とクロスして利用される。

就業状態,(1週間の)就業時間及び従業上の地位(勤めか自営かの別)は高齢者や女性の雇用対策に利用

就業状態は人口の経済活動の実態を把握し、これを全国及び地域別に明らかにするために調査している。特に、ここから得られる労働力人口と就業者数は、全国及び地域別の経済活動人口の基本数として用いられる。また、男女別、年齢別あるいは配偶関係別にみた就業の状況にはかなりの違いがみられることから、労働力需給の計画を立案する上で欠かせないものとなっている。

本格的な高齢社会を迎える21世紀においては,生産年齢人口(15~64歳人口)が減少し,高齢者や女性の就業機会の確保を含めた雇用対策が国,地方公共団体の重

要な行政課題となることが予想されている。こうした中で,多様化する就業の実態をより詳細に把握するために就業状態,就業時間及び従業上の地位を調査することが必要となる。高齢者や女性の就業の実態を雇用形態と就業時間との組合わせによって把握することにより,雇用,失業などの対策の基礎資料を得ることができる。平成12年国勢調査では,こうした観点から就業時間を調査事項に加えるとともに,従業上の地位の雇用者を常雇と臨時雇に分けて調査することとした。

産業(勤め先・業主などの名称及び事業の種類)及び職業(本人の仕事の種類)で経済活動の 実態を把握

産業は、勤め先の事業所がどのような事業を営んでいるかを示すもので、人口の 経済活動の実態を明らかにするものである。我が国は、経済発展に伴い第1次産業 就業者の減少と第3次産業就業者の増加が続いており、人口面からみた産業構造の 資料は、経済関係施策の立案には欠かせないものとなっている。

就業者一人一人が勤め先の事業所などで実際にどのような仕事に携わっているかというのが職業である。1事業所の産業は一つに代表されるが、そこで働く人には、事務職、管理職、ガードマン、運転手等様々な職業がある。近年、経済の高度化、情報化、機械化等の技術革新に伴い我が国の職業構造は多様化・専門化が進んでいることから、教育や雇用政策のためには職業構造の変化を的確にとらえることが必要となっている。

国勢調査では産業と職業の両方を小分類まで区分して集計している。両方を小分類 まで区分しているのは国勢調査だけであり、これを用いて就業者の産業連関表が作 成され、雇用政策に利用されている。 また、女性は就業状態や職業など、配偶関係 による違いが大きいことから女性の労働力需給や福祉のための資料ともなっている。

従業地又は通学地、利用交通手段は交通計画策定に利用

従業地又は通学地の項目は,就業者と通学者の住居とその通勤先や通学先との 移動実態を明らかにするためのもので,これによって従業地・通学地の人口,すな わち昼間人口(買い物などによる非定常的な移動者を除く。)が提供できる。特に, 大都市では昼間人口が常住人口を大きく上回ることから,都市的公共施設(図書館, 公園等)や生活設備(上下水道等)の計画は,常住人口だけでなく昼間人口も考慮 して立案しなければならない。また,就業者を送り出す郊外地域においても昼間人 口を考慮した施設の基盤整備が図られている。

また,従業地又は通学地から得ることができる日々の移動量と従業地・通学地までの利用交通手段によって得ることができる交通量から,道路,鉄道などの交通計画が策定される。

世帯の種類及び世帯員の数は世帯統計の基本

世帯は生計と住居の共有者の集まりであることから生活の基盤となるものである。 この生活基盤となる世帯の構成を把握するために世帯の種類を調査している。家族と 一緒に生活している人の集まり及び1人で生活している人(一般世帯)と,学生寮で 共同生活している学生・生徒,病院の入院患者,社会施設の入所者などの集まり(施設等の世帯)に区別して,それぞれの世帯数,人口を提供する。

一般世帯と施設等世帯内で生活する人口は性格が異なることから世帯数の将来推計,住宅需要分析,世帯を単位とした耐久消費財の需給計画などは,この世帯の種類が基本的な資料となる。

世帯人員は世帯の種類ごとに世帯員全員が調査票にきちんと記入されているかどうかを確認するためのものであるとともに、速報集計結果を集計する際の人口を算出するために用いられる。このように世帯の種類及び世帯員の数は世帯統計の基本となるものである。

家計の収入の種類は国民生活の基礎資料を得るため

家計の収入の種類は,賃金・給料や農業収入,あるいは年金・恩給によって生計をたてている世帯がどのくらいあるか,またその世帯構成はどうなっているかなど,家計を支える収入源と世帯の関係を明らかにして,国民生活,社会福祉,雇用など諸施策の基礎資料を得るためのものである。

地方公共団体の住宅政策にも利用される住居の種類と住宅の建て方

住居は家族が生活する場としての住宅と,多人数が共同生活等をするための場である住宅以外の建物とに分けることができる。住居の種類は住居を住宅と住宅以外に分け,さらに住宅については持ち家が借家などの所有関係を区分している。住宅の建て方は,一戸建や共同住宅など住宅がどのように建築されているかをみる事項で,これによって近年の共同住宅の増加の実態が明らかとなる。また,これと住居の種類を組み合わせて,一戸建に持ち家が多いのかあるいは共同住宅に民営借家が多いのかが分かる。さらに,世帯と住居は密接な関係にあることから,この両項目と世帯構成などとを組み合わせた統計は住宅事情の分析に用いられる。

近年における我が国の住宅政策は,量から質への転換,持ち家政策,住環境水準の確保等様々な形で実施されてきた。これらの住宅政策は,公共住宅の建設等,国だけでなく地方公共団体レベルにおいても実行されてきており,この結果は全国だけでなく地域別にも必要となっている。

住宅の延べ面積は住宅の質を代表

住宅の延べ面積は住宅の広さを把握するための項目である。住居の種類と建て方は住宅の基本項目として調査されるのに対し、この項目は住宅の質を面積という広さで代表している。これと住宅の所有の関係や世帯の構成・世帯人員と組み合わせることによって居住密度などが明らかとなり、地域別の住宅政策には欠かせない資料となる。

(4) 調査事項は,社会・経済状況の変化を反映

当初,国勢調査は国の情勢を明らかにする調査という意味で,人口に限らずもっと幅広い調査として位置付けられていたが,第1回の調査では,人口に関する調査として実施された。戦後制定された統計法においても,国勢調査を人口に関する調査と規定しており,現在も国勢調査は人口に関する調査ということで実施されている。

調査事項は,第1回調査以来,男女の別,年齢,産業等基本的事項には変化がない ものの,大規模調査と簡易調査,あるいは,その時々の時代の要請によって,新たに 加えられたり,削除されたりしている。新たに加えられた事項から,その時代の社 会・経済の特徴を見てみよう。

戦前の国勢調査

大正9年国勢調査の調査事項は、 氏名, 世帯上の地位(世帯主との続き柄), 男女の別, 出生の年月, 配偶の関係(配偶者の有無), 職業及び職業上の地位, 出生地, 民籍又は国籍別の8項目となっており,現在より少ない。そもそも第1回の調査は,近代統計調査の幕開けともいうべきもので,調査を実施する側も調査の対象となる側も共に統計調査に不慣れであったため,調査事項にも限界があった。(調査票は,10名連記の世帯票形式)

大正14年国勢調査は,簡易調査ということもあって,氏名,男女の別,出生の年月及び配偶の関係(配偶者の有無)の4項目である。(単記票形式-地方分査)

昭和5年国勢調査では,三つの事項が新たに加えられた。一つは,「従業の場所」である。交通機関の発達によって,職場と住居との地理的距離が次第に長くなり,昼間の人口と夜間の人口との差が都市とその周辺で次第に大きくなり始めたことにより,昼間人口の把握という観点からこの事項が加えられた。第二は,「失業」である。昭和5年といえば,この年の1月に金解禁が行われ,これを契機に大不況に突入した年である。このため失業者が増加し大きな社会問題となったため,失業者数の把握の必要性が極めて高かったのである。もう一つの事項は,世帯の居住水準を知るための「住居の室数」である。

なお、大正9年の調査では、職業と産業の概念が明確ではなく、両者を合わせた形でとらえていたが、この調査から両者の概念を区別して、産業、職業を別々の調査事項としている。(10名連記の世帯票形式)

昭和10年国勢調査では、「常住地」が加えられた。これは、第1回の調査以来の調査対象のとらえ方、すなわち、調査時点現在にいた場所で調査対象をとらえるという現在地主義の欠点を補うもので、基本的には、ふだん住んでいる場所で調査対象をとらえる常住地主義により人口をとらえようという事項である。(10名連記の世帯票形式)

昭和15年国勢調査は、日中事変以後の戦時体制下における調査で、特色のある調査事項を加えている。一つは、「指定技能」で、現職と前職について、国の指定する技能を調査した。もう一つは、日中事変以後の就業構造の変化と就業移動を明らかにするため、「昭和12年7月1日現在の産業・職業」が加えられている。(5名連記の世帯票形式)

戦後の国勢調査

昭和22年臨時国勢調査は、戦争による荒廃と混乱から立ち直るため、その基礎となるデータを得るものとして、極めて重要な意味を持っていた。その中心となったのは、失業に関する事項で、産業の復興と民生の安定のためには、まず、失業対策の確立からという考えに基づくものであった。このため、調査事項に失業関係として「就業経験の有無」、「失業する前の産業・職業・従業上の地位」を加えている。さらに、失

業に近いような就業者,すなわち,潜在失業者をとらえるため,「就業時間」,「追加就業希望の有無」,「その理由」などが加えられている。また,海外からの引揚者も多く,失業の面も含めて大きな問題となっており,「海外からの引揚者か否かの別」が,さらに,身体障害者に関する事項が加えられている。(単記票形式)

昭和25年国勢調査では、依然として、失業や海外からの引揚者の問題があり、こうした事項が形を変えて調査事項として残っているほか、今後の政策の基礎となるべき人口がどのように推移していくかを明らかにしていくために、「初婚か否か」、「結婚年数」、「子供の数」など出産力に関する事項が加えられ、さらに、教育制度の再編期にあったため「在学年数」を、また、劣悪だった住宅事情の実態把握のため「住居の種別」、「所有の関係」、「畳数」などが加えられた。(60名連記の他計式調査票)

昭和30年国勢調査は,簡易調査の年であり,25年調査のうち基本的事項に限定して調査している。(10名連記の世帯票形式)

昭和35年国勢調査は、戦後の復興もようやく成り、まさに高度成長期に突入しようというころで、人口の都市集中化が進行し始めており、人口移動の実態を明らかにするため、「1年前の常住地」が加えられた。このほか、このころから目立ち始めた高学歴化と収入の多様化に伴い、「教育」、「家計の収入の種類」が加えられた。(12名連記の世帯票形式)

昭和40年国勢調査以降は、世帯事項について、従来からの「住居の種類」、「居住室の畳数」に加えて「居住室数」が調査されてきたが、平成2年から、近年の住宅の居住室以外のスペースが充実してきたことから、「居住室の畳数」に替えて「住宅の床面積」を調査することとなった。また、大規模調査においては、人口移動に関する事項について、昭和45年、55年の調査において、ますます増加する人口移動を明らかにするため、従来の「1年前の常住地」を「現住居への入居時期」及び「従前の常住地」に替え、平成2年の調査では、人口移動の実態をより的確に把握するため「5年前の住居の所在地」に変更した。従業地・通学地に関する事項については、昭和45年の調査から、常住地から通勤・通学地への「利用交通手段」が、平成2年の調査から、通勤・通学地までの遠距離化の実態を明らかにするため「通勤時間又は通学時間」が加えられた。なお、昭和55年の調査では、25年以来、大規模調査で調査されてきた出産力に関する事項である「結婚年数」、「出生児数」が調査の難しさから調査事項より除かれた。

平成12年の調査では、高齢社会を迎える21世紀における高齢者や女性の就業機会の確保等の雇用対策が国・地方公共団体の重要な行政課題となることから、昭和35年の調査を最後に調査していなかった1週間の「就業時間」を調査することにした。また、「現在の住居における居住期間」を調査して地域別の定住率や居住期間からみた地域形成の状況に関する新たな統計を提供することとした。一方、「居住室の数」と「通勤時間又は通学時間」については、その相対的な必要性と報告者負担軽減の観点から調査事項より除かれることとなった。

4 調査の方法

(1) 調査員による調査

ア 調査員の配置

国勢調査は,調査員が各世帯を訪問して調査票を配布し,世帯で調査票に記入した後,再度訪問して調査票を取集する調査員調査の方式で行っている。

調査員の配置に当たっては,正確かつ安全な調査実施に配慮する必要から,地理に明るい調査区を担当させることを基本として,建物が込み入っている地域等では世帯訪問の便宜や対象把握の正確性の確保に,団地等においては世帯のプライバシー意識に対する適切な対応を図ることに重点を置くなど,地域の実情を考慮して適切に行うこととしている。

イ 自計申告方式と他計申告方式

調査員調査においては,調査票への記入方法として,調査対象となる世帯が自ら調査票に記入する方式(自計申告方式)と調査員が世帯に対して質問し世帯からの回答により調査員が調査票に記入する方式(他計申告方式)がある。

国勢調査では,第1回国勢調査から自計申告方式による調査として行われてきたが,昭和25年国勢調査は,国勢調査として唯一の他計申告方式による調査で行われた。

(2) 調査関係の書類と用品

ア 調査関係書類・用品は約100 種類

国勢調査は、約100万人を超える調査員などの調査関係者により、約4700万世帯を対象とする調査であることから、調査関係書類・用品の量は非常に膨大であるとともに、調査の正確性を確保するための指導書の種類も多い。

調査書類の主なものとして、マーク・数字記入方式の「調査票(大都市用及びその他の市町村用)」のほか、高齢者及び弱視者のための「拡大文字調査票」、視力障害者のための「点字調査票」、外国人のための「調査票対訳集(17か国語)」などの補助用の調査票、さらには、調査票の記入方法を解説した「調査票の記入のしかた」など世帯に配布する書類だけでも、他の調査に比べかなり多い。また、調査員が不在世帯などとの連絡に使用する「連絡メモ」、調査世帯の重複、脱漏を防ぐために作成する「世帯名簿」、「調査区要図」、指導員、調査員の身分を明らかにする「指導員証」、「調査員証」など約30種類ある。

指導用等書類としては,指導員や調査員の事務を説明した「指導員事務の手引」,「調査の手引」を始め,プライバシー保護意識を啓発するための「個人情報保護マニュアル」など約30種類ある。

また、調査用品としては、調査員の調査書類への記入のための「筆記具セット」、調査票の保護のための「調査書類収納ファイル」、調査書類や用品類を持ち歩くための「調査書類入れ(手提げ袋)」、調査員に調査の進め方等を理解してもらうための「調査員指導用ビデオ」、調査に従事する者であることを示す「国勢調査従事者章」、回収した調査票を整理・収納するための「調査票ケース(約400 枚収納)」など約20種類ある。

このほか,広報資料として,一般広報及び調査員募集用の「リーフレット」,国勢調査を易しく説明した「2000年(平成12年)国勢調査ガイドブック」,「広報用ポスター」,「協力依頼用リーフレット」,「広報用ビデオ」など約20種類ある。

このように,国勢調査を正確かつ円滑に実施するために,調査関係書類・用品の数

は約100種類にも及ぶ。

イ 調査関係書類・用品は環境にも配慮

国勢調査で使用する調査票を始めとする調査書類は,膨大な量の紙を使用することになる。調査票は,記入されたマークと数字を機械が読み取って集計するため,再生紙を使用することはできないが,各世帯に配布する「調査票の記入のしかた」や調査員のための「調査の手引」など,可能なものはすべて再生紙を使用し,資源の有効利用,環境の保全にも配慮している。このような再生紙の使用は平成2年国勢調査から始められたものである。

また,調査票は,集計が完了し一定の保存期間が経過したあとは,溶解処分されて再生紙に生まれ変わる。

ウ 調査票と筆記具

平成12年国勢調査の調査票は、マークに加え、初めて数字も機械で読み取って集計することとしている。数字以外で記入される5年前の常住地などは、数字に符号化して読み取ることとしている。

世帯に配布される調査票の形式は、昭和45年調査までは普通の用紙であった。昭和50年調査からは、マークシート方式となり、光学式マーク読取装置用の調査票が平成7年調査まで続いた。調査票に記入された数字を読み取るための検討は、光学式マーク読取装置用の調査票の導入後すぐに始められたもののなかなか実現しなかった。それは、たとえ数字だけであっても、記入される数字の形が多様なため、人間の目では理解できても機械では正しく読めない数字が相当の割合で生じたためである。また、調査票の読み取り速度も格段に遅く、これもマーク・数字記入方式の調査票導入の阻害要因となっていた。

最近になり数字の読み取り技術が大きく進歩して,上記の阻害要因が次第に解消され,平成10年の「住宅・土地統計調査」のような大規模標本調査でも導入することができるようになった。平成12年国勢調査においても4回の試験調査すべてをマーク・数字記入方式の調査票で行うなど,慎重に検討を重ねて我が国の国勢調査では初めて導入することとなった。

導入の最大の懸念はその読み取り精度であるが,今回,国勢調査の第4次試験調査の読み取り結果によれば,全数字記入数647,348のうち646,282が正しく読み取られており,正読率は99.8%である。試験調査における読み取り精度は非常に高いものであったが,これは試験調査という一部の記入結果である。調査票の記入に当たっては,読み取り精度の低下をもたらさないよう,できるだけ分かりやすい数字の記入が必要である。

国勢調査の調査票に記入する筆記具については,戦前は主として「墨又は黒インキ」で記入することとされていた。戦後は「インキ」が主流となり,昭和35年の調査からは「青又は黒のインキ」となった。

昭和50年の調査から,世帯で記入する調査票にマークシート方式の調査票が導入されたが,「光学式マーク読取装置」による読み取り上の制約から,必ず「黒鉛筆」で記入し,インキやボールペン,サインペンは黒でも絶対に使用しないこととなった。今回の調査では,調査票はマーク・数字記入方式の調査票となったが,使用する筆記

具についてはマークシート方式の調査票と同様「黒鉛筆」としている。

(3) 調査の場所について

既に述べたように,国勢調査は,10月1日午前零時現在,我が国にふだん住んでいる人をふだん住んでいる場所で調査する常住地主義で行っている。そして常住の期間については3か月としている。しかし,中には常住の場所が分かりにくい人もいる。そのような事例とその調査の場所を幾つか紹介することとする。

ア 定まった住所のない人の調査

定まった住所のない人については,10月1日午前零時現在に居た場所で調査をすることとしている。これらの中には,いわゆるホームレスの人々も含まれるため,大きな公園や駅の地下道などで9月30日から10月1日にかけて調査が行われる。

イ 陸上に、ふだん住んでいる住居のない人等の調査

昔は,はしけ(だるま船等)により港内の荷役作業を行う人,穀物を運搬する人ではしけを生活の場所としている人がいたが,今はほとんどいなくなった。しかし,船舶(内航船,外航船及び漁船など)に乗り込んでいる人で,陸上に定まった住居を持たない人や陸上の住居に家族のいない人もわずかではあるがいる。

これらの人々については,10月1日から5日までの間に,調査員を兼ねる指導員が,港内に停泊している船舶を巡回して調査する。

このようにして調査の終わった船舶には,調査の重複,脱漏を防ぐため,「船舶 調査済み証」が船舶の外から見やすい場所に掲出される。

なお,遠洋漁業の乗組員が10月1日をはさんで長期に船に乗り込んでいる場合は, その乗組員の家族が住んでいるところで調査することとしている。

ウ 病院の入院患者

長期にわたって入院している人については,入院期間が3か月に満たない場合は 自宅で調査し,3か月以上入院している場合は病院で調査される。したがって,転 院によってその病院での入院期間が3か月に満たなくても,前の病院と合わせて3 か月以上の入院期間になれば,10月1日の入院先で調査することとなる。

(4) 外国人の調査

日本国籍を持たない人でも,我が国に常住している人は調査の対象となる。国勢調査では,これらの人の調査が円滑に実施できるよう,幾つかの配慮を行っている。

日本語は理解しないが英語を解する人には、従来から、英文調査票を用いて調査を行っていた。しかし、近年、日本語も英語も解さない外国人が増加していることから、平成2年の調査では、調査の趣旨、内容及び調査事項等を10か国語に翻訳した「調査票対訳集」を新たに作成した。平成12年の調査においては、これを更に英語を含めた17か国語に拡充したほか、17か国語の外国語連絡表を作成して、外国人の調査が円滑に実施できるようにしている。

5 集計と公表

(1) 集計とは分類し合算すること

統計表を作成するための集計原理は,個人又は世帯を,ある属性について求めようとする区分に分類(仕分け)し,数え上げ又は合算することである。

例えば,男女別人口を求める場合は,男女に仕分けし,その数を数え上げる。さらに,年齢各歳別の結果を求める場合は,男女ごとに,最初に年齢10歳階級に仕分けし,次に年齢の1けた目に着目して仕分けした後,数え上げる。

また,男女別産業小分類別人口を求める場合も,同様に,男女別に分類されたものを,まず産業の大分類に従って,農業,建設業,製造業,運輸・通信業,サービス業等に仕分けし,それぞれの産業を更に細かい分類に仕分けする。例えば,製造業なら食料品製造業,化学工業,鉄鋼業,電気機械器具製造業というように産業中分類のグループに分け,これを更に細かい区分に仕分けして,調味料製造業,パン・菓子製造業といった産業小分類を求める。

このように,分類(仕分け)は,常に大から小へと段階的に行うが,集計の効率等のため,分類すべき属性(調査事項)を,男性なら「1」,女性なら「2」というように,数字を用いて符号化(コーディング)して行う。

(2) 集計方法の変遷

ア 第1回国勢調査はPCSによる集計

PCSとは、パンチカードシステム(Punched Card System)の略である。このシステムは、アメリカ合衆国センサス局の技師ハーマン・ホレリスにより大量のセンサス集計を簡易化する目的で1880年に発明され、アメリカ合衆国の1890年センサスで使用された。それまでの集計は、調査票自体を人手で分類し、合算して結果表を求めるという方法で、センサスのように膨大なデータを扱う場合、大変な労力と時間を必要としていたが、このPCSの登場により、大幅な省力化とともに新たなクロス集計の充実も図れることになった。

このシステムで使用するパンチカードには、縦に「0」から「9」を印刷した列が横に80並んでおり、符号化した調査票の記入内容を穿孔(パンチ)するようになっている。そして、調査票の内容をすべて移し替えたパンチカードを分類機で仕分けし、会計機で枚数を数え又は合算して結果を求める。これらの分類機や会計機は、電線で作られたブラシの間をカードが通過する時、穴の位置で電線が接触し電流が流れ、穴がどの位置に空いているかを判別する仕組みになっている。

我が国でPCSが最初に使用されたのは,明治38年(1905年)統計局の依頼によって考案された川口式電気集計機(現在,総務庁統計局の統計資料館に保存されている。)により,統計局で実施していた人口動態統計の集計であるが,実用的利用に入ったのは,大正12年にパワース式集計機が導入されてからである。パワース式集計機の導入は大正9年国勢調査の集計のためであるが,大正12年9月1日の関東大震災によって逓信省で製作中であった電気集計機10台が焼失したり,集計機の輸入が遅れたりして集計に手間取ったほか,初めての国勢調査であったため,種々の理由から集計が遅れ,最終的にすべての集計が完了し,全国編が刊行されたのは,調査から9年1か月後の昭和4年10月であった。

大正14年の調査は簡易調査で,調査事項は氏名,男女別,出生の年月,配偶者の 有無の4項目に限ったことにより,結果表は人口だけの簡単なものとなったので, 集計は,市町村において人手により(手集計)行った。

昭和5年の調査は大規模調査であったが,この時は集計機械も増強され,5年2か月後の10年11月に全国編が刊行された。

昭和15年の調査には,機械はますます増強され,穿孔機500 台,分類集計機45台, 製表機2台の大編成となった。

昭和22年の臨時調査では、終戦直後のためパンチカードが調達できず、また、集計機械等の焼失もあって、地方公共団体で集計を行ったが、25年、30年には、再び、当時としては最も進歩したPCSにより機械集計を行った。 (写真 昭和25年頃の集計の様子)

イ コンピュータの登場

世界最初のコンピュータはENIACで,1946年に完成して米陸軍の弾道研究所に設置され,主に科学計算用に使用された。また,事務用コンピュータとして一般市場に出た第1号は,1951年にアメリカ合衆国センサス局に設置され使用されたUNIVAC-1で,1950年センサスの集計に活躍した。

コンピュータの登場による集計方法の変化は著しいものであった。コンピュータは、すべて人間の指示(プログラム)によりデータを処理し、演算を行うため、そのプログラムを作成するための要員(プログラマー)及びプログラムの作成期間を考慮しなければならないといった従来との相違もあったが、とにかく、大量のデータを、その記憶装置を駆使して非常な速さで処理することができるようになったのである。PCSもコンピュータも、センサスに関連して実用化されていることは、センサスの集計がいかに膨大で、その効率化がいかに切実に求められていたかを物語っている。

コンピュータの登場により、調査事項を穿孔したパンチカードの情報は、磁気テープ等の記録媒体に移されて集計されるため、PCSのようにパンチカードを分類する必要がなくなり、集計の正確性、迅速性、経済性が一段と強化された。したがって、初めてコンピュータが導入された昭和35年調査では、以前のように市町村単位の人口ばかりではなく、市街地の人口とか、家族構成等を加えた内容豊富な結果表の作成が可能となった。

コンピュータの機種は、昭和35年の調査では真空管式のIBM705型(記憶容量40キロ文字)、40年では国産のNEAC2200-200(32キロ文字)、45年ではNEAC2200-500(256キロ文字)、50年ではNEAC2200-575(512キロ文字)、55年ではACOS800-3(5メガバイト)と大型化され、60年ではACOS950-10(16メガバイト)、平成2年ではACOS910-20(64メガバイト)、7年ではACOS3800-4(128メガバイト)が導入されてきた。平成12年の調査ではIBM9672-RA5(512メガバイト)を設置し、集計のスピードアップ、統計表の詳細化への対応を図っている。

ウ 光学式マーク読取装置の導入

昭和35年調査の集計は,コンピュータの導入により以前よりも豊富な結果表が得

られたが,集計期間は3年半と従来より半年短縮されただけであった。これは,主に人手によるパンチカードの作成に手間取ったことに起因している。これを解決するためには,一時的に多数のパンチ作業者を配置すればよいわけであるが,実際上は困難なことである。そこで,パンチカードを作成することなく調査票をデータとして直接コンピュータに送り込むことが考えられた結果,採用されたのが光学式マーク読取装置である。

光学式マーク読取装置は、調査票に光を当てて、鉛筆で記入されたマークをその 反射の度合いにより読み取る仕組みになっている。この光学式マーク読取装置の登場により生まれた大きな利点は、パンチカードの穿孔作業のように熟練はいらず、鉛筆でのマーク記入は、だれでも、どこでも容易に行えることである。つまり、作業の分散ひいては作業の迅速化が図れることになった。

エ 国勢調査と光学式マーク読取装置

光学式マーク読取装置を最初に使用したのは昭和40年国勢調査で,外国製の機械を用いて計画より早く16か月で集計を完了した。しかし,当時の機器には,マークシート用紙の寸法に制限がある,ホコリに非常に弱い,マークの濃淡識別に弱い等の問題点もあった。その後,これらの問題点をできるだけ解消するよう機械の改良を続け,昭和50年国勢調査からは世帯がマークシート方式の調査票に直接記入することとなった。

その後もマークシート方式の調査票による調査が続いたが,この調査票にはどうしても解決できない問題点があった。それは数字を記号化するためには10個のマーク欄を必要とするため,調査票のサイズが大規模調査ではB4判となり,特別な機器を調達しなければならないことである。このため,先に述べたように早くから新たな機器の導入が検討されてきた。

オ 新たな機器の導入と調査票の取扱い等

マークシート方式の調査票による調査は平成7年国勢調査まで続いた。その後,数字の読み取り精度に目途がついたため,平成12年国勢調査では新たな読み取り機器を導入することとなった。

マーク・数字記入方式の調査票はマークシート方式の調査票と同様,その用紙について多くの特殊性を持っている。紙の厚さ,重さ,白さ等に関して仕様が決まっており,紙の腰の強さ(剛度),紙のすべり具合(平滑度),縦横のそり(カール度)をも加味し,基準内で特に良質の用紙を使用している。また,機械にかける際に,調査票を機械内にスムーズに送り込むため,破れ,ごはんつぶ等の付着がないよう注意が必要である。

(3) 公表

ア 報告書の刊行

国勢調査の結果は,集計区分ごとに集計され,集計が完了したものから順に,結果表を閲覧に供する方法によって公表され,公表後,報告書が刊行される。

国勢調査の報告書は,総務庁統計局統計図書館,都道府県や市区町村の統計主管課 や資料室(情報センター)及び都道府県立図書館などの公共図書館で閲覧できるほか, 政府刊行物センターや(財)日本統計協会などでも購入できる。 また,国勢調査結果に関する問い合わせは,総務庁統計局統計図書館に所属する統計相談室で受け付けている。

イ 電子媒体によるデータ提供

近年,コンピュータ技術の発展は著しく,FD,CD-R等の電子媒体によるデータ利用が促進されている。平成12年国勢調査の結果提供に当たっては,このような実態を考慮して可能な限り電子媒体による結果の提供を行うこととしている。

主要な結果は、各省庁に対しては、従来と同様に総務庁統計局が開発した統計情報データベース・システム(SISMAC - Statistical Information System of Management And Coordination Agency)に登録されており、各省庁の端末装置とオンラインで接続され、各種の行政施策、計画立案などの基礎資料として利用されるほか、地方公共団体に対しては、報告書のほかにCD-Rでの提供も行うこととしている。また、集計結果を収録したCD-R及びFDは(財)統計情報研究開発センターで購入することができる。